

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための信州大学の行動基準

本行動基準は、信州大学の学生、教職員が感染症拡大状況に応じ、適切かつ柔軟に行動する目安を示すためのものであり、それぞれの行動の運用や詳細は、下記通知等を参照してください。

- ・信州大学の学生に対する本学としての対応
- ・新型コロナウイルスの感染拡大を防止する教育研究等の活動の指針
- ・信州大学の関係する団体の活動及び大学施設を利用する活動に関する感染拡大防止対策の指針

赤枠が現在の段階

令和2年7月17日現在

段階	感染拡大状況の目安	研究活動 (研究指導含む)	授業 (講義・演習・実験・実習)	学生の課外活動	施設利用 (図書館、学外者利用)	出張・旅行	入構制限・その他
1 【注意】 海外発生期 小康期	①WHOが新型インフルエンザ等（新型コロナウイルスを含む）フェーズ4の宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発表を行った場合 ②感染症政府対策本部が設置された場合 ③WHOがポスト・パンデミック期であると発表を行った場合	・通常通り	・通常通り	・通常通り	・通常通り。ただし、海外発生地域の参加者を含みうる屋内施設利用を制限	・海外発生地域との不要不急の往來の禁止、滞在者の退避 ・海外渡航届の徹底	・構成員の健康管理の徹底 ・発熱等の症状者、感染者及び濃厚接触者の入構禁止
2 【警戒】 国内発生・地域未発生期 小康期	①学期中において、長野県内に感染者は発生していないが、国内で感染経路が明らかな感染者が一定数発生している場合 ②飛行が一旦終息している場合	・感染防止に最大限配慮し研究活動及び研究指導を実施 ・在宅での活動を推奨	・感染防止に最大限配慮し対面授業を実施 ・オンライン授業を推奨	・感染防止に最大限配慮し実施可。ただし、国内外発生地域の参加者を含みうる活動（試合、演奏会等）を制限	・感染防止に最大限配慮し利用可。ただし、国内外発生地域の参加者を含みうる屋内施設利用を制限	・海外発生地域との不要不急の往來の禁止、滞在者の退避 ・国内発生地域との不要不急の往來の自粛要請及び往來後の健康観察 ・海外渡航届の徹底	・構成員の健康管理の徹底 ・発熱等の有症者、感染者及び濃厚接触者の入構禁止 ・不要不急の来訪者の入構制限
3 【感染警戒】 国内発生・地域未発生期 小康期	①休業期間中において、長野県内に感染者は発生していないが、国内で感染経路が明らかな感染者が一定数発生している場合 ②国内における感染者の発生が減少し、低い水準に留まっている場合	・感染拡大防止措置を徹底した上で研究活動及び研究指導を実施 ・在宅での活動を推奨	・オンライン授業の積極的利用 ・感染拡大防止措置を徹底した上で対面授業を実施可。ただし、外出・移動制限のある者に対処（オンライン授業や時間割変更等）	・感染拡大防止措置を徹底した上で実施可。ただし、国内外発生地域の参加者を含みうる活動及び閉鎖空間（更衣室等）の利用を制限	・感染拡大防止措置を徹底した上で利用可。ただし、国内外発生地域の参加者を含みうる屋内施設及び閉鎖空間の利用を制限	・海外発生地域との不要不急の往來の禁止、滞在者の退避 ・通学居所滞在要請、国内発生地域との不要不急の往來の自粛要請及び往來後の健康観察 ・海外渡航届の徹底	・構成員の健康管理の徹底 ・発熱等の有症者、感染者及び濃厚接触者の入構禁止 ・不要不急の来訪者の入構制限
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 前期の講義による授業はオンラインのみで実施します。 </div>							
4 【活動制限】 国内感染・地域発生期	①長野県内に感染者は発生していないが、国内感染者の感染経路が追えなくなっている場合 ②長野県内に感染経路が明らかな感染者が一定数発生している場合 ③学内において本学構成員に感染者が確認された場合 ④長野県内における感染者の発生が減少し、低い水準に留まっている場合	・在宅でできる活動は在宅で実施 ・研究指導は原則オンラインで実施 ・スプラウトチーム制等で滞在者を限定し、感染拡大防止措置を徹底した上で研究活動を実施	・講義・演習はオンラインのみで実施 ・実験・実習等は時間割変更等により時間を確保 ・感染拡大防止措置を徹底した上で真に必要な学生のみ学内のネットワーク利用環境を提供	・全面禁止	・学外利用禁止 ・感染拡大防止措置を徹底した上で、図書館の予約に基づく貸出・返却業務を実施	・長野県外との不要不急の往來禁止 ・往來者の登録及び緊急事態宣言対象地域往來後の外出自粛措置	・構成員の健康管理の徹底、外出自粛要請 ・発熱等の有症者、感染者及び濃厚接触者の入構禁止 ・不要不急の来訪者の入構禁止 ・許可された者以外の学生の入構禁止
5 【活動停止】 国内感染・地域感染期	①長野県内の感染者の感染経路が追えなくなっている場合 ②長野県が新型インフルエンザ等（新型コロナウイルスを含む）緊急事態宣言対象地域となった場合 ③本学構成員に集団感染が確認された場合	○原則、在宅での活動 ○必要最低限の教職員のみ短時間で以下の活動を実施 ・中止することにより大きな研究の損失を被ることになる長期間継続している実験 ・感染症対策に直接関わる研究 ・実験の終了・中断 ・研究機器や実験動物等の研究資産の維持・管理	・講義・演習はオンラインのみで実施（教員は原則在宅にて行う） ・実験・実習等は時間割変更等により時間を確保 ・学内のネットワーク利用環境の停止	・全面禁止	・利用禁止	・長野県外との不要不急の往來禁止 ・往來者の登録及び往來後の外出自粛措置	・構成員の外出自粛措置 ・大学機能維持、最低限の研究活動維持のための教職員を除き、学外者も含め入構禁止
6 【大学閉鎖】 国内感染・地域感染期	①長野県が新型インフルエンザ等（新型コロナウイルスを含む）緊急事態宣言対象地域となり、休業要請がなされた場合	○原則、在宅での活動 ○必要最低限の教職員のみ短時間で以下の活動を実施 ・研究機器や実験動物等の研究資産の維持・管理	・講義・演習はオンラインのみで実施（教員は原則在宅にて行う） ・実験・実習等は時間割変更等により時間を確保 ・学内のネットワーク利用環境の停止	・全面禁止	・利用禁止	・すべての不要不急の往來を禁止	・構成員の外出自粛措置 ・大学機能維持、研究資産維持のための必要最低限の教職員を除き、学外者も含め入構禁止。

※医療関係者及びコロナウイルス研究従事者はこの活動制限の適用範囲外とする。
 ※本学構成員に感染者が確認された場合は、保健所等の指示等に基づき、感染の恐れのあるエリアを封鎖し、消毒等を行う。
 ※この行動基準の段階は、全学共通を原則とするが、大学として感染状況に応じキャンパスごとに判断することがある。
 ※この行動基準は、新型コロナウイルス感染症に係る政府、長野県の対策及び本学の状況に応じ、随時見直しを行う場合がある。